

答申第 235 号

情 公 第 2173 号

令和 6 年 10 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高 橋 良

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 10 月 13 日付けで諮問された特定学校法人が提出した事故報告書の一部不開示の件（諮問第 256 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人に対して行った令和5年4月24日付け自己情報の一部開示決定において不開示とした情報のうち、別表A欄、B欄及びC欄に掲げる情報を開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和5年3月14日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「令和5年1月30日に実施された教育職員免許法第11条第1項に係る聴聞（教企第1330号）にて質問した件について回答を得た。そこには、『令和3年9月9日付で当該学園から私学振興課に事故報告書が提出され』との記載があった。事故報告書（令和3年9月9日付け）の開示を求める。」との内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和5年3月17日付けで本件請求に対する開示又は不開示の決定期間を延長した上で、同年4月24日付けで、「事故報告書」と題する書面（以下「本件対象文書」という。）を特定した上、本件対象文書の一部の情報（以下「本件不開示情報」という。）が条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報に該当することを理由に、自己情報の一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年7月26日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関の説明要旨（担当室課所：福祉子どもみらい局私学振興課）

- (1) 本件対象文書の「1 事故の種類等」欄のうち、「事故の種類」については、請求者以外の事故についての認識が記載されており、開示することで

個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示とした。また、同欄の「事故の発生の場所」及び「被害者・被害状況」については、請求者以外の個人を特定する情報が記載されているため、不開示とした。

- (2) また、本件対象文書の「2 事故の発生経過」及び「3 事故の発生後の処置」については、請求者以外の個人を特定する情報が記載されているため不開示とした。
- (3) なお、審査請求人は、本件不開示情報が条例第20条第3号ただし書イに規定する「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているが、開示することが審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するということが明確な事実ではないため、請求者以外の情報を保護するため不開示とした。
- (4) また、審査請求人は、本件不開示情報が条例第20条の3（裁量的開示）に該当すると主張しているが、開示することが審査請求人の権利利益を保護するということが明確な事実ではないため、請求者以外の情報を保護するため不開示とした。
- (5) あわせて、審査請求人は本件対象文書に記載されている事実が不正確ないし不存在であると主張しているが、記載されている事実が不正確ないし不存在であることが明確な事実ではないため、請求者以外の情報を保護するため不開示とした。

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件不開示情報が条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、その妥当性について検討する。

(1) 条例第20条第3号本文該当性について

当審査会が確認したところ、本件対象文書は、令和3年9月9日付けで特定私立学校から実施機関に対して提出された「事故報告書」と題する書面であり、その内容は、「1 事故の種類等」、「2 事故の発生経過」、「3 事故の発生後の処置」及び「4 参考資料」という項目立てがされたものであることが認められる。

実施機関は、これらの項目のうち、項目「1」に含まれる情報の一部並びに項目「2」及び項目「3」に含まれるすべての情報が、条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報に該当するとして不開示としている。

そこで検討すると、条例第20条第3号本文は、「請求者（略）以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。そして、当該規定の「請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」について、神奈川県個人情報保護条例逐条解説（以下「条例逐条解説」という。）は、「匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。」としている。

これを本件についてみると、本件不開示情報のうち、別表A欄に掲げる情報は、本件対象文書により実施機関に報告された被害申立て事案（以下「本件事案」という。）を受けての特定私立学校における再発防止の取組みに関する情報と認められるものであり、当該情報中には、請求者以外の特定の個人を識別できる情報や、開示することで請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。したがって、当該情報は条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報には該当しないことから、実施機関はこれを開示すべきである。

次に、別表A欄に掲げる情報を除く本件不開示情報について検討すると、当該情報にも特定の個人を識別できる情報は認められない一方、当該情報には、本件事案の背景事情等に関する情報が含まれており、性的ハラスメント被害という本件事案の性質を考慮すれば、当該情報が個人の人格と密接に関連しており、開示することで被害申立人という請求者以外の個人の

権利利益を害するおそれがあることは否定し難い。したがって、実施機関が、当該情報を「請求者以外の特定の個人が識別される情報」として不開示としたことは妥当ではないものの、開示することで請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であることは否定し難いことから、条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報と判断したことは、結論として妥当である。

(2) 条例第20条第3号ただし書該当性について

上記のとおり、別表A欄に掲げる情報を除く本件不開示情報（以下「本件不開示情報②」とする。）は条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報と認められるものの、同号ただし書アからウまでに規定する情報のいずれかに該当する場合には、例外的に開示対象となる。そこで以下、本件不開示情報②の条例第20条第3号ただし書該当性について検討する。

ア 条例第20条第3号ただし書ア該当性について

条例第20条第3号ただし書アは「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を例外的な開示対象とする規定である。

これを本件についてみると、本件不開示情報②のうち、別表B欄に掲げる情報は、本件処分時までに特定私立学校又は神奈川県教育委員会が審査請求人に対して発出した各種書面において、審査請求人に明らかにされている情報であるものと認められる。また、本件不開示情報②のうち、別表C欄に掲げる情報は、上記の各種書面において審査請求人に明らかにされている情報とまでは認められないものの、当審査会がその内容を確認する限り、懲戒解雇処分の対象者である審査請求人であれば当然知り得る情報と認められる。

以上のことから、本件不開示情報②のうち、別表B欄及びC欄に掲げる情報は、条例第20条第3号ただし書アに規定する「慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であると認められる。

イ 条例第20条第3号ただし書イ該当性について

次に、審査請求人は本件不開示情報について、条例第20条第3号ただし書イに規定する個人の「生活又は財産」を保護するために必要な情報として開示すべきと主張していることから、以下この点について検討する。なお、ここまでの検討により、本件不開示情報のうち別表A欄、B欄及びC欄に掲げる情報は開示すべき情報と当審査会は判断しているため、以下ではその余の本件不開示情報（以下「本件不開示情報③」という。）について、条例第20条第3号ただし書イ該当性を検討する。

この点、（省略）当審査会が確認したところ、そもそも本件不開示情報③には、審査請求人の主張するような、本件事案に係る審査請求人の弁明内容及び事実認定に関する情報は含まれていなかった。よって、本件不開示情報③は、条例第20条第3号ただし書イに規定する「生活又は財産を保護するため」に必要な情報とは認められない。

ウ 条例第20条第3号ただし書ウ該当性について

条例第20条第3号ただし書ウは「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を例外的な開示対象とする規定であるが、そもそも本件対象文書は、特定私立学校で発生したとされる性的ハラスメント被害に係る一連の経過が記されたものである以上、本件不開示情報③が「公務員等」の「職務の遂行に係る情報」に該当しないことは明らかである。

エ 小括

以上より、本件不開示情報②のうち、別表B欄及びC欄に掲げる情報は、条例第20条第3号ただし書アに規定する情報に該当することからこれを開示すべきであるが、その余の情報は、条例第20条第3号ただし書アからウに規定するいずれの情報にも該当しない。

(3) 裁量的開示不実施の妥当性について

さらに審査請求人は、本件不開示情報を条例第20条の3の規定に基づく裁量的開示を実施すべき旨を主張しているが、前記(2)イのとおり、本件不開示情報③には、本件事案に係る審査請求人の弁明内容及び事実認定に関する情報が含まれていない以上、これを開示することが同条に規定する

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」との要件に該当するとは認め難い。

よって、実施機関が本件不開示情報③について、条例第20条の3の規定に基づき裁量的開示を行わなかったことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、実施機関は本件不開示情報のうち、別表A欄、B欄及びC欄に掲げる情報は開示すべきであるが、その余の情報（本件不開示情報③）について不開示決定を行ったことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

	本件対象文書中の該当欄	開示すべき情報
A	「3 事故の発生後の処置」	第7段落の不開示情報
B	「1 事故の種類等」	・「事故の種類」欄の不開示情報
		・「事故の発生の場所」欄の不開示情報 (1文字目から7文字目までを除く)
		・「被害者・被害状況」欄の不開示情報
	「2 事故の発生経過」	すべての不開示情報
	「3 事故の発生後の処置」	・第4段落の不開示情報(同段落中3行目の情報を除く。)
		・第5段落の不開示情報(同段落中1行目の1文字目から26文字目までを除く。)
C	「3 事故の発生後の処置」	・第1段落1行目の1文字目から5文字目までの不開示情報及び同段落最終行の23文字目から末尾の文字までの不開示情報
		・第2段落及び第3段落の不開示情報
		・第4段落の3行目の不開示情報
		・第5段落の不開示情報(1行目の1文字目から26文字目までのもの)

※上記の表中、文字数の計算(「○文字目」)は、数字については各桁を1文字として計算している(例:2024年は5文字と計算)。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年10月13日	○ 諮問（収受）
令和5年11月8日	○ 審査請求人からの条例第43条第3項の規定に基づく意見書等の提出
令和6年5月24日	○ 審議（第343回審査会）
令和6年6月1日	○ 審査請求人からの条例第43条第3項の規定に基づく意見書等の提出
令和6年6月17日	○ 審議（第344回審査会）
令和6年7月29日	○ 審議（第345回審査会）
令和6年8月22日	○ 審議（第346回審査会）
令和6年9月26日	○ 審議（第347回審査会）

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 惠 里 可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 嶋 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和6年9月30日現在) (五十音順)